

平成29年3月14日

会員各位

岐阜県行政書士会
第一業務部長 伊藤寛純
環境衛生部会長 寺井英之

県廃棄物対策課への確認・申し入れに対する回答ならびにこれに伴う許可申請書「記載例」の一部修正について（伝達）

会員の皆様には、平素より第一業務部環境衛生部会の事業運営に関し、格別のご理解並びにご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本年1月17日の産廃業許可実務者意見交換会における参加会員の意見を受け、県環境衛生部廃棄物対策課に事務取り扱い等に関し、改善の申し入れを行ったところ、下記のとおり回答を頂きましたので周知致します。

記

1、主な確認事項と申し入れ

- (1) 岐阜地域環境室等の窓口で、廃棄物の品目記載に関し、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可申請にかかる書類作成にあたっての留意事項」、「記載例」に表記されていないにもかかわらず、「廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等(自動車等破砕物を除く。)」のように記載を求められたことに対する確認
- (2) 役員等の変更届の提出期間が、事実発生から10日以内と短いこと。登記を含めると実務上の対応ができないこと。また遅延に対し任意書類として「始末書（理由書）」の提出を求められることから、提出期間の伸長（変更）の申し入れを行ったもの。

2、県廃棄物対策課の回答

(1) について

県廃棄物対策課としては、環境省通達平成7年3月31日の衛産41号通達「4 自動車等破砕物の処理に係る産業廃棄物処理業等の許可証の記載について」の(1)」を根拠としているとのことであるが、各県事務所への周知徹底がはかられていなかったことから、ホームページの「記載例」において、参考表記し対応して頂きました。

(2) について

提出期間の伸長(変更)については、多方面からもすでに指摘されている事案であり、4月の改正におり込むとのことです。

尚、本年4月に入りましたら、岐阜県ホームページ産業廃棄物処理業許可申請書作成の手引き上で正式な改正を行うとのことでありますので、各会員におかれましては、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の3品目については、自動車等破砕物を除くのか、含むのかを「記載例」に沿って区分表記されているかどうか確認いただくようお願いいたします。

以上